三　法第七十条の七第十六項第三号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　第一号イ及びハ並びに前号ハに掲げる事項
ロ　法第七十条の七第十六項第三号の贈与により特例受贈非上場株式等の取得をした者の氏名及び住所
ハ　その他参考となるべき事項
第二十三条の九第三十項第二号中「明細」を「計算の明細」に改め、同条第三十二項中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十九項」に改め、同条第三十四項中「第九項」を「第十二項」に改め、同条第三十八項第一号イ中「第四十条の八第四十二項」を「第四十条の八第四十五項」に改め、同号ホ中「第四十条の八第四十三項第一号」を「第四十条の八第四十六項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条の八第三十七項に規定する事実」を「第四十条の八第四十項に規定する事実」に改め、同号イ中「第四十条の八第四十二項」を「第四十条の八第四十五項」に改め、同号ホ中「第四十条の八第三十七項」を「第四十条の八第四十項」に改める。
第二十三条の十第九項を削り、同条第十項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。
10　法第七十条の七の二第三項及び施行令第四十条の八の二第二十一項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、これらの規定に規定する特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限る。以下この条において同じ。）とする。
一　認定承継会社が合併により消滅した場合　当該合併により経営承継相続人等が取得をした当該合併により存続する会社又は設立する会社（以下この条において「合併承継会社」という。）の株式等
二　認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の法第七十条の七の二第三項第六号に規定する株式交換完全子会社等（以下この条において「株式交換完全子会社等」という。）となつた場合　経営承継相続人等が取得をした当該他の会社（以下この条において「交換等承継会社」という。）の株式等
三　認定承継会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てをした場合　当該認定承継会社に係る特例非上場株式等及び当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てにより経営承継相続人等が取得をした当該特例非上場株式等に対応する株式
第二十三条の十第十一項中「及び第六号ロ」を「、第六号ロ及び第七号ロ」に改め、同条第十八項中「第四十条の八の二第四十項」を「第四十条の八の二第四十一項」に改め、同条第十九項中「第四十条の八の二第四十項」を「第四十条の八の二第四十一項」に改め、同項第一号中「第四十条の八の二第三十九項」を「第四十条の八の二第四十項」に改め、同条第二十二項第一号」を「次項第一号」に改め、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「第四十条の八の二第四十一項」を「第四十条の八の二第四十二項」に、「が、相続税の申告書の提出期限」を「（法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（以下この条において「相続税の申告書の提出期限」という。）」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第四十条の八の二第四十一項」を「第四十条の八の二第四十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。
23　施行令第四十条の八の二第四十二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　その経営報告基準日における法第七十条の七の二第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額（以下この条において「猶予中相続税額」という。）
二　その経営報告基準日において経営承継相続人等が有する特例非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継相続人等に係る被相続人の氏名
三　その経営報告基準日が相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日の翌日以後である場合には、認定承継会社に係る次に掲げる事項
イ　当該経営報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
ロ　当該経営報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
ハ　当該経営報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
四　その経営報告基準日（以下第六号までにおいて「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
五　基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継相続人等につき法第七十条の七の二第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細
六　法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除相続税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十二項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除相続税の額
七　その他参考となるべき事項
第二十三条の十第二十四項中「第五十一条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の八の二第四十二項に」を「第四十条の八の二第四十三項に」に改め、同項第五号中「第四十条の八の二第四十二項」を「第四十条の八の二第四十三項」に、「法第七十条の七第一項」を「法第七十条の七の二第十六項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同項第十号中「又は第五項の各号」を「の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号」に改め、同条第二十六項中「第四十条の八の二第四十二項」を「第四十条の八の二第四十三項」に改め、同項第五号中「同条第七項ただし書」を「同条第七項の表の第二号又は第三号の上欄」に改め、同項第七号中「第二十三項各号」を「第二十二項各号」に改め、同条第二十七項第二号八及び第二十八項第二号中「明細」を「計算の明細」に改め、同条第三十二項中「第九項」を「第十項」に改める。
第二十三条の十一中「第二十三条の九第九項」を「第二十三条の九第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。
2　法第七十条の七の三第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合とし、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する場合は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
一　前項において準用する第二十三条の九第十二項各号に掲げる場合　当該各号に定める株式等
二　法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のうちに同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与以外の贈与により取得をした特例受贈非上場株式等がある場合　法第七十条の七の三第二項において読み替えて適用する同条第一項の前の贈与者に係る特例受贈非上場株式等
第二十三条の十二第三項中「が法第七十条の七の三第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項前段」を「同条第一項前段」に改め、同条第四項中「第二十三条の九第九項」を「第二十三条の九第十二項」に改める。
第二十五条第一項中「第二十六条の三」を「第二十七条」に改める。
第二十七条第一項を次のように改める。
法第七十五条の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋についての市町村長等の施行令第四十一条又は第四十二条第一項の規定による証明書で、当該家屋が法第七十五条に規定する新築又は取得をされたものであること及び当該新築又は取得の年月日の記載があるものを添付しなければならない。
第三十条の四を削る。